

# 令和3年度決算 財政指標を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、令和3年度の健全化判断比率・資金不足比率を公表します。健全化判断比率は、実質赤字比率<sup>※1</sup>、連結実質赤字比率<sup>※2</sup>、実質公債費比率<sup>※3</sup>、将来負担比率<sup>※4</sup>の4つの指標で構成されており、この比率がそれぞれ「早期健全化基準」を超えれば、財政再生団体<sup>※5</sup>の予備軍として財政健全化計画の策定が義務付けされます。

周防大島町では、令和3年度決算において各指標とも早期健全化基準を下回っています。

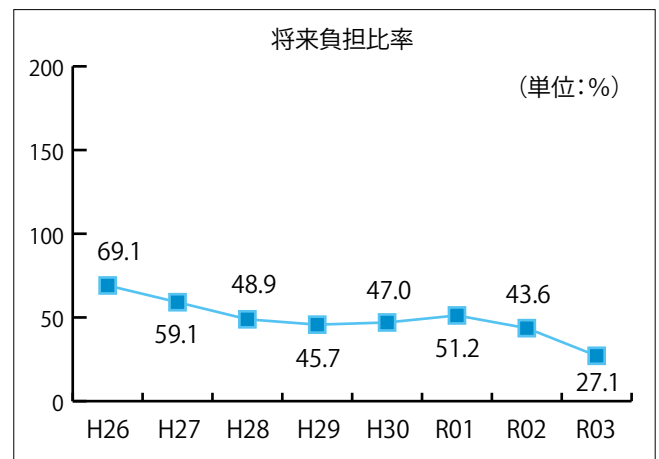
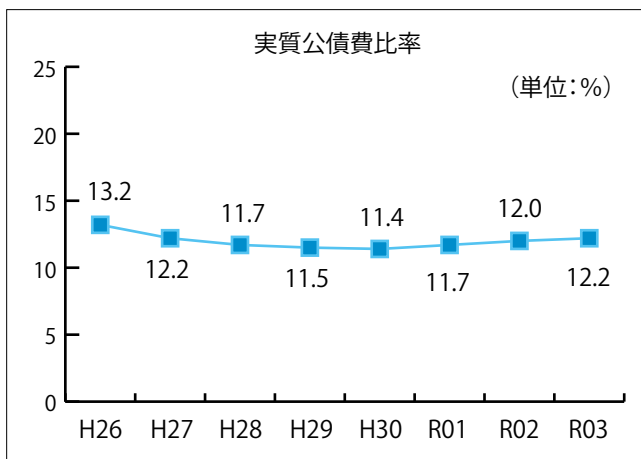
健全化判断比率	周防大島町（健全団体）		黄色信号となる数値 （早期健全化基準）	赤色信号となる数値 （財政再生基準）
	令和3年度	令和2年度		
実質赤字比率	—	—	13.49%	20.0%
連結実質赤字比率	—	—	18.49%	30.0%
実質公債費比率	12.2%	12.0%	25.0%	35.0%
将来負担比率	27.1%	43.6%	350.0%	

※ 赤字がないため、実質赤字比率、連結実質赤字比率は「—」を表示しています。

## 用語説明

- ※1 実質赤字比率 …… 一般会計の実質赤字が標準財政規模<sup>※6</sup>に占める割合
- ※2 連結実質赤字比率 …… 町の全会計（一般会計＋特別会計）の赤字が標準財政規模に占める割合
- ※3 実質公債費比率 …… 一般会計が負担する借入金の返済額等の標準財政規模に対する割合で、数値が高いほど資金繰りが厳しくなります
- ※4 将来負担比率 …… 一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合で、数値が高いほど将来財政を圧迫する可能性が高くなります
- ※5 財政再生団体 …… 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき財政再生計画を策定した地方公共団体（赤字団体）
- ※6 標準財政規模 …… 標準的に通常収入が見込まれる一般財源（地方税、譲与税、普通交付税など）の規模

## ○平成26年度決算からの指標の推移



## ○資金不足比率（公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する割合）

各公営企業会計については資金不足がないため、資金不足比率は該当ありません。

## ■柳井地域広域水道企業団の資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度柳井地域広域水道企業団水道用水供給事業会計の資金不足比率を次のとおり公表します。

比率名	令和3年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	20.0%

※ 資金不足がない場合は、「—」を記載しています。